

図 13 調査地の概要(奈佐の浜)

3.7.6 回収したゴミの運搬・処理方法

廃棄物は、自己処理又は委託処理により、廃棄物処理法に基づいて適正に処理する。なお、予定している処理ルートは下記のとおりである。

奈佐の浜にて回収したゴミのうち、事業系一般廃棄物については、鳥羽市の指導に基づいて処分する。例えば、流木は奈佐の浜に隣接する答志島クリーンセンターにて焼却処分する。また、その他のプラスチック系のゴミ等の産業廃棄物については、産業廃棄物として許可業者に処分を委託する予定である。運搬方法、医療系廃棄物の処分方法については、現在検討中である。

奈佐の浜以外のビーチで回収されたゴミについては、奈佐の浜まで運搬し、分別後、奈佐の浜で回収されたゴミと同様の方法で処分する。なお、各ビーチで回収されたゴミは、日本エヌ・ユー・エス(株)が船外機船を借りて自社運搬する予定である。

3.7.7 現地への移動手段、宿泊場所等(調整中)

- ・現地への移動手段
- 1)共通調査

前日 12:00 の NHK 気象情報で作業の可否判断を行う。調査可能となった時点で、答志島へ移動を開始する。島内での移動手段は検討中である。

1日目

朝 9:00 に奈佐の浜のクリーンセンター前に集合 ミーティングを実施後、枠設置およびその他の準備作業 準備終了後、宿へ移動

- 2 日目および 3 日目 朝 9:00 奈佐の浜のクリーンセンター前に集合 現場到着後調査開始
 - 調査終了後、宿へ移動
- 4日目(予備日)
- 2)独自調査可否判断

前日 12:00 の NHK 気象情報で作業の可否判断を行う

5日目

朝 9:00 に奈佐の浜のクリーンセンター前に集合 ミーティングを実施後、調査開始 調査終了後、宿へ移動

6日目

朝 9:00 に奈佐の浜のクリーンセンター前に集合 ミーティングを実施後、調査開始 調査終了後、宿へ移動

7日目

朝 9:00 に奈佐の浜のクリーンセンター前に集合 ミーティングを実施後、調査開始 調査終了後、宿へ移動

解散

・宿泊場所

答志島で営業している宿泊施設を利用するが、収容が困難な場合には、鳥羽駅周辺の 宿泊施設を利用する。

・その他のクリーンアップ調査のロジ情報

弁当:宿泊施設に供給を依頼する。

飲料水:鳥羽市市街地で購入しフェリーに積んで運び込む。

簡易トイレおよび手洗い用の水:答志島クリーンセンター内の施設をお借りする。 医療体制:擦傷、切傷は救急箱で対応。それ以外は答志島の診療所で対応。診療所へ

の運搬は適切な方法を検討する。

3.8 関係機関の役割分担

(1) 環境省

「平成19年度漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査」業務の主管

(2)三重県環境森林部

実施に当っての指示および指導などを受ける。

許認可の指導

廃棄物処理に関する指導

(3)鳥羽市企画財政課

実施に当っての指示および指導などを受ける。

廃棄物処理に関する指導

答志島クリーンセンターとの調整

鳥羽磯部漁協や島内在住の検討員との調整

許認可の指導

(4)鳥羽磯部漁業協同組合 桃取町支所

以下の作業において支援を受ける。

調査員の募集と調整

地域の特性を考慮した合理的な漂着ゴミの回収・運搬・処理についてのアドバイス 移動手段、宿泊などのバックアップ体制構築のためのアドバイス レンタル船舶

現地の気象・海象等の情報収集

(5)きれいな伊勢志摩づくり連絡会議

以下の作業において支援を受ける。

調査員の募集と調整

地域の特性を考慮した合理的な漂着ゴミの回収・運搬・処理についてのアドバイス

3.9 クリーンアップ調査の補完

およそ 2 ヶ月に一度のクリーンアップ調査を補完し、短期間のゴミの集積状況を把握するために、デジタルカメラで海岸の定点観測(週 1 回)を行う。本項目は、資料 5 「4 その他の調査計画(案)」の「 定点観測」において実施する項目である。

・場 所:奈佐の浜の2地点

・出水時撮影:台風などが通過した後、雨風が収まってから連続 10 日間。なお、撮影時期は、日本エヌ・ユー・エス(株)と鳥羽市クリーンセンターの担当者で協議の上決定するが、本期間内で2回程度を想定している。



図 14 答志島・奈佐の浜での定期撮影位置